

熊本市中小企業短期資金融資制度要綱

制定	平成24年	3月26日市長決裁
改正	平成24年	8月30日産業政策課長決裁
	平成25年	3月29日市長決裁
	平成28年	3月28日市長決裁
	平成29年	3月10日経済観光局長決裁
	令和4年	7月29日商業金融課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内中小企業者の短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(融資原資)

第2条 熊本市（以下「市」という。）は、融資原資として、予算の範囲内で取扱金融機関に預託を行うものとする。

2 取扱金融機関は、当該年度において預託金の2倍以上の自己資金を加え、融資準備金として融資を行うものとする。

3 市は、本制度実施のため、熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）との間に別に定める損失補償契約を締結する。

(融資対象)

第3条 融資の対象となる者は、次の各号に定める要件の全てに該当する中小企業者とする。

(1) 市内に6か月以上居住し、かつ同一業種（複数の事業を営む者にあつては、本制度の利用目的とする業種について）を6か月以上経営していること。

(2) 市県民税又は法人市民税（業歴2年未満の者で前年度の市民税を賦課されていないものについては、当該年度の納期到来分）を納税していること。ただし、課税がない者にあつては、非課税措置又は免税措置を受けていること。

(3) 許認可を必要とする業種については、許認可を受けていること。

(4) 協会の保証対象業種であること。

(5) 協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む）がないこと。

(6) 申込日前2か年以内に金融機関の取引停止処分を受けていないこと。

(7) 協会の保証を付さない場合は、金融機関の貸付の対象となること。

(融資条件)

第4条 融資条件は次に掲げるとおりとする。

(1) 資金使途 事業経営に必要な短期運転資金及び設備資金

(2) 融資限度額 1事業者につき500万円以内

(3) 融資期間 1年以内

(4) 口数 1口とする。

(5) 融資利率 固定 年利1.95パーセント以内（ただし、協会の保証を付さない場合、固定 年利2.10パーセント以内）

(6) 返済方法 一括又は分割返済

(7) 保証料率 協会の定めるところによる。

(8) 連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。ただし、協会が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(9) 担保 原則として徴求しない。

(10) 信用保証 取扱金融機関が必要と認める場合に限り、信用保証を付すものとする。

(取扱金融機関)

第5条 取扱金融機関は、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、横浜幸銀信用組合、熊本県信用組合及び商工組合中央金庫とする。

(融資相談窓口)

第6条 融資相談等の窓口は、くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.、熊本商工会議所、市内各商工会及び取扱金融機関とする。

(融資受付窓口)

第7条 融資を受けようとする者は、所定の申込書に必要書類を添付し、取扱金融機関に提出するものとする。

(融資審査等)

第8条 融資申込を受理した取扱金融機関は、その内容の審査及び調査を行い、速やかに協会に保証依頼の書類を提出し、また、市の必要書類についても協会を経由し市に提出するものとする。

2 協会は取扱金融機関から保証依頼があったときは、その内容の審査及び調査を行い、速やかに保証の可否を決定し、市に報告するものとする。

3 取扱金融機関及び協会は、融資手続を公正かつ迅速に行うものとする。

(関係機関の協力)

第9条 この制度による融資について、協会は積極的に保証を行い、取扱金融機関は、融資に関し歩積、両建、掛金等の条件を付することなく、この制度の目的を十分に理解し、積極的に協力するものとする。

(保証制度)

第10条 保証制度は、協会の熊本市中小企業短期資金保証制度要綱による。

(協会保証を付さない融資)

第11条 取扱金融機関は、第3条第3号から第6号、第4条第8号から第9号、第7条及び第8条の適用を受けず、取扱金融機関の定めるところとする。

2 取扱金融機関は、融資申込みを受理したときは、内容を審査のうえ適当と認めるものに融資し、借入金がこの要綱に基づく融資であることを借入人に説明しなければならない。

3 取扱金融機関は、この融資についても第9条の規定により、積極的に協力するものとする。

(報告)

第12条 この要綱に基づき融資を実行した取扱金融機関は、毎月末日締めで翌月10日までに、融資状況報告書(様式1号)により、市長に報告するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の第4条第5号の規定は、平成28年4月1日以後の保証承諾分について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

様式第1号(短期資金用)

融資状況報告書

年 月 日

熊本市長 様

取扱金融機関名

熊本市短期資金の融資を下記のとおり報告します。

1 融資状況(年 月分)

当月貸付(A)		当月償還(B)	
件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
年度累計貸付(C)		当月末貸付残(C+A-B)	
件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)

2 当月貸出先明細書

全 枚中 枚目

氏名	貸付額(千円)	貸付日	保証付 の有無	業種
住所	資金使途	最終期限		
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	

(お願い) 本報告書は、月末締めで翌月10日までにお送りください。

送付先: